

非上場企業への成長資金の供給促進に向けたベンチャーファンドの上場制度に係る
有価証券上場規程等の一部改正について

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表…………… 1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表…………… 8

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第6編における定義)</p> <p>第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 上場後5年以内の株券等 次のa及びbに掲げるものをいう。</p> <p>a 国内の金融商品取引所に上場されている株券<u>(特定取引所金融商品市場に上場する企業の発行するものを除く。以下この条において同じ。)</u>又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券となつてから取得した株券で、<u>上場又は継続的に取引されている株券となつてから5年を経過していない内国株券(次号aに掲げる内国株券と同一の銘柄を除く。)</u></p> <p>b 前aに掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券<u>(次号bに掲げる優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券と同一の銘柄を除く。)</u></p> <p><u>(6)の2 上場後5年以内の継続保有株券等 次のa及びbに掲げるものをいう。</u></p> <p>a <u>国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券となる前から継続保有していた株券で、上場又は継続的に取引されている株券となつてから5年を経過していない内国株券</u></p> <p>b <u>前aに掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券</u></p> <p><u>(6)の3 上場後5年を経過した継続保有株券等 次のa及びbに掲げるものをいう。</u></p> <p>a <u>国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券となる前から継続保有していた株券で、上場又は継続的に取引さ</u></p>	<p>(第6編における定義)</p> <p>第1201条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 上場後5年以内の株券等 次のa及びbに掲げるものをいう。</p> <p>a 国内の金融商品取引所に上場されている株券又は外国金融商品取引所等に上場若しくは継続的に取引されている株券となつてから5年間を経過していない内国株券</p> <p>b 前aに掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

れている株券となつてから5年を経過した内国株券

b 前aに掲げる株券の発行者が発行する優先株等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

(6) の4 (略)

(7) ~ (19) (略)

(上場審査の形式要件)

第1305条 ベンチャーファンドの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからhまでに適合していること。

a 運用資産等の比率

運用資産等の総額に占める未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額（以下「未公開株等投資額」という。）の比率（以下「未公開株等投資比率」という。）が70%以上となり、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等及び上場後5年以内の継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額（以下「特定未公開株等投資額」という。）の比率（以下「特定未公開株等投資比率」という。）が50%以上となる見込みのあること。

b ~ e (略)

f 規約等の記載事項

新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の規約（(e)ロにおいて、これに類する書類を含む。）において、次の(a)から

(g)までに掲げる事項が記載されていること。

(a) 未公開株等投資比率を70%以上とする旨及び特定未公開株等投資比率を原則として50%以上とする旨

(b) 未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等、上

(6) の2 (略)

(7) ~ (19) (略)

(上場審査の形式要件)

第1305条 ベンチャーファンドの上場審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからhまでに適合していること。

a 運用資産等の比率

運用資産等の総額に占める未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等への投資額の合計額のうち施行規則で定める金額（以下「未公開株等投資額」という。）の比率が70%以上となり、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上となる見込みのあること。

b ~ e (略)

f 規約の記載事項

新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人の規約において、次の(a)から(g)までに掲げる事項が記載されていること。

(a) 運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率を70%以上とする旨及び未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率を原則として50%以上とする旨

(b) 未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等以

場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(c) 次のイ又はロのいずれかに掲げる事項

イ 特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨

ロ 未公開株等又は未公開株等関連資産については特定の投資先に取得時における純資産総額の15%を超えて投資せず、その他の資産については特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨

(d) (略)

(e) 次のイ又はロのいずれかに掲げる事項

イ 資金の借入れ及び投資法人債券の募集をしない旨

ロ 投資法人の規約又はこれに類する書類において、原則として総資産有利子負債比率が20%以下となる運用方針であること、資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係るリスク管理方針並びに資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係る目的、限度額及び用途に関する事項が定められていること。

(f)・(g) (略)

g・h (略)

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)

第1312条 (略)

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号及び第3号に掲げる事項にあっては、施行

外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(c) 特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨

(新設)

(新設)

(d) (略)

(e) 資金の借入れ及び投資法人債券の募集をしない旨

(新設)

(新設)

(f)・(g) (略)

g・h (略)

(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)

第1312条 (略)

2 上場ベンチャーファンド発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号及び第3号に掲げる事項にあっては、施行

規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次の a から n までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a・b (略)

b の 2 投資法人債の募集又は資金の借入れ

c～n (略)

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に、次の a から k までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～d (略)

d の 2 総資産有利子負債比率が 20% を超えた場合

d の 3 総資産有利子負債比率が 20% を超えた状態において、総資産有利子負債比率が 20% 以下になった場合

e～k (略)

(3) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次の a から i までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a～h (略)

h の 2 投資方針又はリスク管理方針の変更

i (略)

3～5 (略)

6 上場ベンチャーファンド発行者等は、運用資産等に関する次の各号に掲げる事項を、月 1 回開示しなければならない。

(1) 上場後 5 年以内の株券等、上場後 5 年以内の継続保有株券等及び上場後 5 年を経過した継続保有株券等の銘柄

(2)・(3) (略)

(4) 上場後 5 年を経過した継続保有株券等の保有理由及び運用方針

規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が次の a から n までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a・b (略)

(新設)

c～n (略)

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に、次の a から k までに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a～d (略)

(新設)

(新設)

e～k (略)

(3) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が次の a から i までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 (当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a～h (略)

(新設)

i (略)

3～5 (略)

6 上場ベンチャーファンド発行者等は、運用資産等に関する次の各号に掲げる事項を、月 1 回開示しなければならない。

(1) 上場後 5 年以内の株券等の銘柄

(2)・(3) (略)

(新設)

(上場廃止基準)

第1318条 (略)

2 上場ベンチャーファンドの銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 運用資産等の比率

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、未公開株等投資比率が70%未満又は特定未公開株等投資比率が50%未満となった場合において、1年以内に未公開株等投資比率が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上とならないとき。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(2)～(6) (略)

(7) 規約等の記載事項

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約(e (b) においてはこれに類する書類を含む。)において、次のaからgまでのいずれかに掲げる変更が行われる場合

a 未公開株等投資比率を70%以上とする旨又は特定未公開株等投資比率を原則として50%以上とする旨の定めがなくなること。

b 未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨の定めがなくなること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(上場廃止基準)

第1318条 (略)

2 上場ベンチャーファンドの銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) 運用資産等の比率

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%未満又は未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%未満となった場合において、1年以内に運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%以上、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上とならないとき。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

(2)～(6) (略)

(7) 規約の記載事項

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約において、次のaからgまでのいずれかに掲げる変更が行われる場合

a 運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率を70%以上とする旨又は未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率を原則として50%以上とする旨の定めがなくなること。

b 未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨の定めがなくなること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

c 次の（a）又は（b）のいずれの定めもなくなること。

（a） 特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨

（b） 未公開株等又は未公開株等関連資産については特定の投資先に取得時における純資産総額の15%を超えて投資せず、その他の資産については特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資しない旨

d （略）

e 次の（a）又は（b）のいずれの定めもなくなること。

（a） 資金の借入れ及び投資法人債券の募集をしない旨の定め

（b） 投資法人の規約又はこれに類する書類において、原則として総資産有利子負債比率が20%以下となる運用方針であること及び資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係るリスク管理方針並びに資金の借入れ又は投資法人債券の発行に係る目的、限度額及び用途に関する事項の定め

f・g （略）

（8） 資金の借入れ及び投資法人債券の募集の取扱い

上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において総資産有利子負債比率が20%を超えた場合において、1年以内に総資産有利子負債比率が20%以下とならないとき

（9） （略）

（10） （略）

（11） （略）

（12） （略）

3・4 （略）

付 則

1 この改正規定は、令和4年3月1日から施行する。

c 特定の投資先に取得時における純資産総額の10%を超えて投資をしない旨の定めがなくなること。

（新設）

（新設）

d （略）

e 資金の借入れ及び投資法人債券の募集をしない旨の定めがなくなること。

（新設）

（新設）

f・g （略）

（新設）

（8） （略）

（9） （略）

（10） （略）

（11） （略）

3・4 （略）

2 改正後の第1305条第2号の規定は、
この改正規定施行日の日以後に上場を申請
するベンチャーファンドから適用する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第6編における定義)</p> <p>第1201条 この編において、「インフラ関連有価証券」、「インフラ資産」、「インフラ資産等」、「インフラ投資資産」、「インフラファンド」、「運用資産等」、「オペレーター」、「外国インフラファンド」、「外国インフラファンド信託受益証券」、「カンントリーファンド」、「管理会社」、「自己投資口」、「上場インフラファンド」、「上場外国インフラファンド」、「上場外国インフラファンド信託受益証券」、「上場カンントリーファンド」、「上場後5年以内の株券等」、「<u>上場後5年以内の継続保有株券等</u>」、「<u>上場後5年を経過した継続保有株券等</u>」、「上場内国インフラファンド」、「上場不動産投資信託証券」、「上場ベンチャーファンド」、「信託会社等」、「信託受託者」、「新投資口予約権証券」、「適性インフラ投資資産」、「内国インフラファンド」、「不動産関連資産」、「不動産等」、「不動産投資信託証券」、「ベンチャーファンド」、「未公開株等」、「未公開株等関連資産」、「未公開株等評価機関」及び「流動資産等」とは、それぞれ規程第1201条に規定するインフラ関連有価証券、インフラ資産、インフラ資産等、インフラ投資資産、インフラファンド、運用資産等、オペレーター、外国インフラファンド、外国インフラファンド信託受益証券、カンントリーファンド、管理会社、自己投資口、上場インフラファンド、上場外国インフラファンド、上場外国インフラファンド信託受益証券、上場カンントリーファンド、上場後5年以内の株券等、上場内国インフラファンド、上場不動産投資信託証券、上場ベンチャーファンド、信託会社等、信託受託者、新投資口予約権証券、適性インフラ投資資産、内国インフラファンド、不動産関連資産、不動産等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、未公開株等、未公開株等関連資産、未公開株等評価機関及び流動資産等をいう。</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>(第6編における定義)</p> <p>第1201条 この編において、「インフラ関連有価証券」、「インフラ資産」、「インフラ資産等」、「インフラ投資資産」、「インフラファンド」、「運用資産等」、「オペレーター」、「外国インフラファンド」、「外国インフラファンド信託受益証券」、「カンントリーファンド」、「管理会社」、「自己投資口」、「上場インフラファンド」、「上場外国インフラファンド」、「上場外国インフラファンド信託受益証券」、「上場カンントリーファンド」、「上場後5年以内の株券等」、「上場内国インフラファンド」、「上場不動産投資信託証券」、「上場ベンチャーファンド」、「信託会社等」、「信託受託者」、「新投資口予約権証券」、「適性インフラ投資資産」、「内国インフラファンド」、「不動産関連資産」、「不動産等」、「不動産投資信託証券」、「ベンチャーファンド」、「未公開株等」、「未公開株等関連資産」、「未公開株等評価機関」及び「流動資産等」とは、それぞれ規程第1201条に規定するインフラ関連有価証券、インフラ資産、インフラ資産等、インフラ投資資産、インフラファンド、運用資産等、オペレーター、外国インフラファンド、外国インフラファンド信託受益証券、カンントリーファンド、管理会社、自己投資口、上場インフラファンド、上場外国インフラファンド、上場外国インフラファンド信託受益証券、上場カンントリーファンド、上場後5年以内の株券等、上場内国インフラファンド、上場不動産投資信託証券、上場ベンチャーファンド、信託会社等、信託受託者、新投資口予約権証券、適性インフラ投資資産、内国インフラファンド、不動産関連資産、不動産等、不動産投資信託証券、ベンチャーファンド、未公開株等、未公開株等関連資産、未公開株等評価機関及び流動資産等をいう。</p> <p>2～10 (略)</p>

(上場審査の形式要件の取扱い)

第1305条 規程第1305条第2号に規定する未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等への投資額、運用資産等の総額、総資産有利子負債比率並びに純資産総額の算定において使用する各資産の額は、直前営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額（ベンチャーファンド発行投資法人の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の当取引所が適当と認める額）によるものとする。

2 規程第1305条第2号aに規定する未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額とは、未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等（以下この項において「未公開株等関連証券」という。）の額並びに未公開株等関連資産のうち未公開株等関連証券に相当する部分の額の合計額とする。この場合において、未公開株等関連資産のうち未公開株等関連証券に相当する部分の額とは、次の算式により算出した額をいう。

算式

$$A \times (B \div C)$$

算式の符号

- A 未公開株等関連資産の額
- B 当該未公開株等関連資産に係る資産総額に含まれる未公開株等関連証券の額
- C 当該未公開株等関連資産に係る資産総額

3 規程第1305条第2号aに規定する未公開株等及び上場後5年以内の継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額は、未公開株等及び上場後5年以内の継続保有株券等（以下「特定未公開株等関連証券」という。）の額並びに未公開株等関連資産のうち特定未公開株等関連証券に相当する部分の額の合計額とする。この場合において、未公開株等関連資産のうち特定

(上場審査の形式要件の取扱い)

第1305条 規程第1305条第2号に規定する未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等の合計額、運用資産等の総額並びに純資産総額の算定において使用する各資産の額は、直前営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額（ベンチャーファンド発行投資法人の設立後最初の営業期間が終了していない場合には、各資産の取得価額その他の当取引所が適当と認める額）によるものとする。

2 規程第1305条第2号aに規定する施行規則で定める金額とは、未公開株等及び上場後5年以内の株券等（以下この項において「未公開株等関連証券」という。）の額並びに未公開株等関連資産のうち未公開株等関連証券に相当する部分の額の合計額（以下「未公開株等投資額」という。）とし、未公開株等関連資産のうち未公開株等関連証券に相当する部分の額とは、次の算式により算出した額をいう。

算式

$$A \times (B \div C)$$

算式の符号

- A 未公開株等関連資産の額
- B 当該未公開株等関連資産に係る資産総額に含まれる未公開株等関連証券の額
- C 当該未公開株等関連資産に係る資産総額

3 規程第1305条第2号aに規定する未公開株等への投資額は、未公開株等の額及び未公開株等関連資産のうち未公開株等に相当する部分の額の合計額とし、未公開株等関連資産のうち未公開株等に相当する部分の額とは、次の算式により算出した額をいう。

未公開株等関連証券に相当する部分の額とは、次の算式により算出した額をいう。

算式

$$D \times (E \div F)$$

算式の符号

D 未公開株等関連資産の額

E 当該未公開株等関連資産に係る資産総額に含まれる特定未公開株等関連証券の額

F 当該未公開株等関連資産に係る資産総額

4・5 (略)

6 規程第1305条第2号fの(b)に規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨を書面により確約する場合をいう。

7・8 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1327条 (略)

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1312条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第1号a及びbに規定する書類、第2号aに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号aからcまで、第4号b(規約に限る。)及び第9号aに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

算式

$$D \times (E \div F)$$

算式の符号

D 未公開株等関連資産の額

E 当該未公開株等関連資産に係る資産総額に含まれる未公開株等の額

F 当該未公開株等関連資産に係る資産総額

4・5 (略)

6 規程第1305条第2号fの(b)に規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られる旨を書面により確約する場合をいう。

7・8 (略)

(書類の提出等の取扱い)

第1327条 (略)

2 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第1312条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、第1号a及びbに規定する書類、第2号aに規定する書類(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)並びに第3号aからcまで、第4号b及び第9号aに規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 規程第1312条第2項第1号d又は第3号hの2に掲げる事項について決定を行った場合

次のa及びbに掲げるところにより行う。

a (略)

b 変更後の規約又は投資方針若しくはリスク管理方針を記載した書類について、変更後直ちに

(5) ~ (11) (略)

3 (略)

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い)

第1329条 (略)

2~4 (略)

5 規程第1318条第2項第1号に掲げる基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) 規程第1318条第2項第1号に規定する1年以内に未公開株等投資比率が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上とならないときとは、猶予期間内において、未公開株等投資比率(規程第1305条第2号aに規定する未公開株等投資比率をいう。以下同じ。)が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率(規程第1305条第2号aに規定する特定未公開株等投資比率をいう。以下同じ。)が50%以上とならないときをいうものとする。

(2) 規程第1318条第2項第1号に規定する施行規則で定める場合とは、次のa又はbに定める場合をいう。

a (略)

b 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、未公開株等投資比率が70%未満又は特定未公開株等投資比率が50%未満となった場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ない事由であると当取引所が認めたとき。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公

(1) ~ (3) (略)

(4) 規程第1312条第2項第1号dに掲げる事項について決定を行った場合

次のa及びbに掲げるところにより行う。

a (略)

b 変更後の規約について、変更後直ちに

(5) ~ (11) (略)

3 (略)

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い)

第1329条 (略)

2~4 (略)

5 規程第1318条第2項第1号に掲げる基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) 規程第1318条第2項第1号に規定する1年以内に運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%以上、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上とならないときとは、猶予期間内において、運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%以上、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上とならないときをいうものとする。

(2) 規程第1318条第2項第1号に規定する施行規則で定める場合とは、次のa又はbに定める場合をいう。

a (略)

b 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%未満又は未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%未満となった場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ない事由であると当取引所が認めた場合。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係

衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(3)・(4) (略)

(5) 前号の規定にかかわらず、第2号の規定の適用を受けた上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が、上場後6か月を経過する日以後最初に到来する営業期間の末日までに中間営業期間の末日が到来する場合には、当該中間営業期間に係る当取引所所定の資産の運用状況表を提出するものとし、当該資産の運用状況表に記載された資産の運用状況に基づき、規程第1318条第2項第1号に規定する基準の審査を行うものとする。この場合において、規程第1318条第2項第1号に規定する1年以内に未公開株等投資比率が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上とならないときは、当該中間営業期間の末日以後、最初に到来する営業期間の末日までに未公開株等投資比率が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上とならないときをいうものとする。

6～9 (略)

10 規程第1318条第2項第7号に規定する上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約又はこれに類する書類の変更を行う場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人から当該規約の変更に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたとき又は当該書類の変更に係る役員会決議についての書面による報告を受けたときは、同号に該当するものとして取り扱う。

11 規程第1318条第2項第7号bに規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺す

るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(3)・(4) (略)

(5) 前号の規定にかかわらず、第2号の規定の適用を受けた上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が、上場後6か月を経過する日以後最初に到来する営業期間の末日までに中間営業期間の末日が到来する場合には、当該中間営業期間に係る当取引所所定の資産の運用状況表を提出するものとし、当該資産の運用状況表に記載された資産の運用状況に基づき、規程第1318条第2項第1号に規定する基準の審査を行うものとする。この場合において、規程第1318条第2項第1号に規定する1年以内に運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%以上、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上とならないときは、当該中間営業期間の末日以後、最初に到来する営業期間の末日までに運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%以上、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上とならないときをいうものとする。

6～9 (略)

10 規程第1318条第2項第7号に規定する上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の規約の変更を行う場合において、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人から当該規約の変更に関する投資主総会決議についての書面による報告を受けたときは、同号に該当するものとして取り扱う。

11 規程第1318条第2項第7号bに規定する施行規則で定める場合とは、未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等以外の資産が、流動資産等及び運用資産等に係る価格変動による損失の危険その他の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険その他の危険を減殺することが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られなくなった

ることが客観的に認められる取引に係る権利その他の資産に限られなくなった場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ない事由であると当取引所が認めたときをいうものとする。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

1.2 規程第1318条第2項第8号に掲げる基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) 規程第1318条第2項第8号に規定する1年以内に総資産有利子負債比率が20%以下とならないときは、猶予期間内において総資産有利子負債比率が20%以下とならないときをいうものとする。

(2) 規程第1318条第2項第8号に該当するかどうかの審査において、営業期間の末日の変更により猶予期間の最終日が営業期間の最終日に当たらないベンチャーファンドの発行者は、当該猶予期間経過後3か月以内で資産の運用状況の判明後遅滞なく、当取引所所定の「資産の運用状況表」を当取引所に提出するものとする。

(3) 規程第1318条第2項第8号に該当するかどうかの審査は、第1327条第3項第1号又は前号の規定により提出される「資産の運用状況表」に記載された資産の運用状況によるものとする。

1.3 第436条の4の規定は、規程1318条第2項第11号に規定する上場ベンチャーファンド発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係について準用する。

1.4 (略)

(上場廃止日の取扱い)

第1330条 規程第1320条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 規程第1318条第2項第12号に該当することとなった銘柄

場合において、当該事由を記載した書面を提出し、当該事由がやむを得ない事由であると当取引所が認めたときをいうものとする。この場合において、当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(新設)

1.2 第436条の4の規定は、規程1318条第2項第10号に規定する上場ベンチャーファンド発行者等が反社会的勢力の関与を受けているものとして施行規則で定める関係について準用する。

1.3 (略)

(上場廃止日の取扱い)

第1330条 規程第1320条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 規程第1318条第2項第11号に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内で、その都度決定する日

(6) (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第1331条 当取引所は、上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドを規程第1321条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号、第9号、第14号又は第15号のいずれかに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(9) (略)

(10) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が規程第1318条第2項第7号に該当することとなる規約又はこれに類する書類の変更に関する役員会決議を行った場合

(11) 猶予期間の最終日までに、規程第1318条第2項第8号に該当しなくなったことが確認できない場合

(12) 規程第1318条第2項第9号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(13) (略)

(14) 規程第1318条第2項第11号前段に該当する場合。ただし、同号後段に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(15) 規程第1318条第2項第12号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時から当取引所が当該上場ベンチャーファンドを上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(1) (略)

(2) 第1項第5号及び第11号に該当した場合

猶予期間の最終日の翌日

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内で、その都度決定する日

(6) (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第1331条 当取引所は、上場ベンチャーファンドが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場ベンチャーファンドを規程第1321条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第8号、第9号、第13号又は第14号のいずれかに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(1)～(9) (略)

(10) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が規程第1318条第2項第7号に該当することとなる規約の変更に関する役員会決議を行った場合

(新設)

(11) 規程第1318条第2項第8号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(12) (略)

(13) 規程第1318条第2項第10号前段に該当する場合。ただし、同号後段に該当しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(14) 規程第1318条第2項第11号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

2 (略)

3 前2項の場合における監理銘柄への指定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める時から当取引所が当該上場ベンチャーファンドを上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(1) (略)

(2) 第1項第5号に該当した場合

猶予期間の最終日の翌日

(3) (略)

(4) 第1項第8号、第9号及び第12号から第15号までのいずれかに該当した場合

当取引所が必要と認めた日

(5) (略)

4 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和4年3月1日から施行する。

2 改正後の第1305条第1項から第3項まで及び第6項の規定は、この改正規定施行日の日以後に上場を申請するベンチャーファンドから適用する。

別添8 運用資産に係る書面の記載要領

運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

I 運用資産の状況

1. 上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等

銘柄名、上場日、取得日、取得価額、所有する数量、記載日の前月末における時価及び規程第1312条第3項第2号bに掲げる事実が生じている場合にはその旨を記載するものとする。

2. (略)

3. 直近の運用状況及び短期的な運用方針
前月の運用資産の譲渡又は取得の状況(第1305条第4項第2号aに規定する組入計画を提出している場合における当該組入計画の進捗状況及び市場の動向を含む。)及び短期的な運用方針を、未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等及び上場後5年以内の継続保有株券等のそれぞれについて記載するものとする。

4. 上場後5年を経過した継続保有株券等の保有理由及び運用方針

上場後5年を経過した継続保有株券等の継続保有理由及び運用方針について記載するものとする。

(3) (略)

(4) 第1項第8号、第9号及び第11号から第14号までのいずれかに該当した場合

当取引所が必要と認めた日

(5) (略)

4 (略)

別添8 運用資産に係る書面の記載要領

運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

I 運用資産の状況

1. 上場後5年以内の株券等

銘柄名、上場日、取得日、取得価額、所有する数量、記載日の前月末における時価及び規程第1312条第3項第2号bに掲げる事実が生じている場合にはその旨を記載するものとする。

2. (略)

3. 直近の運用状況及び短期的な運用方針
前月の運用資産の譲渡又は取得の状況(第1305条第4項第2号aに規定する組入計画を提出している場合における当該組入計画の進捗状況及び市場の動向を含む。)及び短期的な運用方針を、未公開株等、未公開株等関連資産及び上場後5年以内の株券等のそれぞれについて記載するものとする。

(新設)

II 1口当たり純資産額

1口当たり純資産額については、次の(1)から(7)までに掲げる事項を直前に開示した数値とともに記載するものとする。なお、(6)及び(7)に掲げるものについては、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が未公開株等の評価に係る業務を委託する未公開株等評価機関による算定数値(以下「評価額」という。)であり、参考情報として開示する旨を注記するものとする。

(1) (略)

(2) 上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等への投資額

(3)～(7) (略)

(注) (略)

II 1口当たり純資産額

1口当たり純資産額については、次の(1)から(7)までに掲げる事項を直前に開示した数値とともに記載するものとする。なお、(6)及び(7)に掲げるものについては、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人が未公開株等の評価に係る業務を委託する未公開株等評価機関による算定数値(以下「評価額」という。)であり、参考情報として開示する旨を注記するものとする。

(1) (略)

(2) 上場後5年以内の株券等への投資額

(3)～(7) (略)

(注) (略)